

市政を問う

# 一般質問

## ADHD・LD児童への 支援対策の充実を

### 教育長——特別支援教育を



比与森光俊議員

ADHD（注意欠陥多動性障害）LD（学習障害）児童を持つ保護者は、同じ悩みを持つ仲間を集まりである「ぴあ」を設立した。互いに悩みを打ち明けながら、励まし合っている。教育現場では、専門教員による適切な対応を求めると共に、専門知識を有する人材によ

る支援センターの設立を要望している。

文部科学省では、特別支援教育法に沿った障害のある児童一人ひとりの教育ニーズを把握し、生活上の困難を改善するための適切な教育支援を進めている。本市のADHD・LD生徒児童の実態と今後の取り組みを問う。

原教育長

「学校教育法等の一部を改正する法律案」の中で、特別支援学校制度の創設が考えられ、平成十九年四月一日から施行の予定となっている。

本市としては、これらの動向をとらえ、児童生徒の状態や親の思いをしっかりと受け止めた教育に取り組みたい。なお、四月一日から発足する香美市立教育研究所の研究テーマとして、情報教育と学力、不登校と特別支援教育を考えている。

教育支援センター（ふれんどるくむ）に配置される教育相談員が学校に向いて、子どもたちの支援に当たる計画である。また、親たちとの話し合いで考えを十分受け止めた



スポーツマンシップにのっとり

## 体育会・スポーツ

### 少年団の一本化を

### 課長——各団体の意見を集約して

比与森光俊議員

合併後、香美市体育会・スポーツ少年団として、旧三町村の団体が一本化されていない。本市として、ひとつに結束することこそ大切

ではないか。これまで、一本化のための取り組みはなかったのか、今後の取り組みを問う。また、旧三町村の体育会・スポーツ少年団への加入競技数と団体数を問う。

山崎生涯学習課長

体育会については、土佐山田が十四種目二十八チーム、香北が十種目十チーム、物部が十種目十チームである。スポーツ少年団については、土佐山田が八種

目十三チーム、香北が五種目五チーム、物部が三種目三チームである。

合併協議の分科会では、まず旧三町村で活動している各団体の意向を尊重し、合併後の体育会・スポーツ少年

団の組織編成について検討した。

平成十八年度は、旧三町村でのスタートとなったが、今後も意見集約を行い、全体の動向を見極めていく。

ゴミ対策の方向性は

課長——早い時期に調整



大岸眞弓議員

香南清掃組合加入の各市町村が取組んできた「分別」が、ごみの減量化に奏功し全体で

一四％減量された。焼却灰の処理経費も削減でき、同時に懸案の灰溶融施設も見送りとなった。住民と行政の努力が現れたものだ。

今後環境面からも、財政面からも旧三町村が認識を一つにして、ゴミの減量化に努めていかななくてはならない。ゴミ処理経費の負担割合はそれぞれ人口割

やゴミの収集実績で積算され市の財政に直接影響する。次の点を問う。

これまでの取り組みの評価と反省点は。

合併と共に分別収集は市全体で統一発進できたか、今後どのように指導していくのか。

香南清掃組合から「今後のゴミ処理の方向性を示すビジョン」

の提示があったのか。

阿部環境課長

土佐山田では、平成十三年度から容器包装リサイクル法による対象品目や粗大ゴミを含め、八分類による分別収集を始めた。

可燃ゴミは、十二年度に比べ、十六年度には五七一一となり、

一一二六ト減少した。香南清掃組合全体での焼却量も四三九一ト減少した。

組合構成市町村が分別収集に取り組んだ結果と、十五年度より事業所から出るリサイクル可能な紙ゴミの受け入れを止めた効果と考

える。更に可燃ゴミを減らすためには、生ゴミの

堆肥化等、課題も多

ある。容器包装リサイクル法による対象品目の分別収集は歩調を合わせることができた。ゴミの種類によつて若干違いがあるので早い時期に調整したい。内容についての提示はまだない。



分別はできてますか

# 保育園、

## 今後の見通しは

### 課長——保護者等の意見を聞いて

大岸眞弓議員

物部町、香北町の保育園それぞれの子どもの数と今後の見通しを問う。繁藤の若藤保育園が子どもの減少で存続できないと聞く。

旧施設を閉鎖する時点で子ども数は千人を割っていた。若者定住策として同時に安価の宅地も開発されたが、見通しが甘かったのではないかと。建設に至った経過を問う。

また、施設の今後の利用方法と、地域の児童の保育をどう保証していくのか問う。

吉村幼保支援課長

大柵保育園の子ども数は四十五名、美良布保育園は百三十五名、双葉保育園は二十四名である。

今後の子どもの見通しとして、出生数から

推測すると、大柵保育園は徐々に減少して行くのではないかと。美良布保育園・双葉保育園も若干の減少傾向と思われる。

若藤保育園の後利用については、地元も含め総合的に検討していかねければならない。

新保育所プランの推進に伴い、繁藤地域やその他の地域の保育園児についても、他園への送迎や通園補助等については、地域の方々や保護者等の意見を聞いていかなければならない。

濱田企画課長

高知自動車道の四車線化に伴う残土処理場の公共的跡地利用が繁藤地区振興協議会から

要請されたことと、地域振興策として総合的な定住促進と振興を図るため造成等の事業を実施することとした。特に若者定住のため

には、乳児保育機能を整えることと、立地条件の悪かった旧保育所移転の必要性から移転新築された。

見通しの甘い計画ではとの指摘は率直に受け止めるが、子供が減るからという一面だけでなく、地域振興という政策面からの施策は必要であると考え。

小松林政課長

現在、調査・研究の段階であり、県の関係部局を含め民間企業や専門分野等の団体と連携し、取り組む必要があると考える。

本市では、香北町の間伐施業団地において、高知大農学部・後藤教授らによる間伐材搬出のための生産システム・木質バイオマスの収集運搬システムの研究を行っている。

## 「木質バイオマス」の研究、開発を

### 課長——民間企業と連携し

大岸眞弓議員

重油価格の高騰は農家の経営を直撃した。今、重油の代替エネルギーとして「木質バイオマス」が注目されている。豊富な森林資源を持つ本市にとっても、

まちおこし・物部川の水量水質保全などにつながる。待望される

ところだ。県でも民間との共同で研究が進んでいる。本市での県産材を活かした「木質バイオマス」の開発の見通しを問う。

木質バイオマスの活用は、本市の資源循環・環境型都市形成の一翼を担うものと考えられ、あらゆる情報収集・調査研究を行っていく。

県では、平成十四年三月のバイオマスエネルギーマスタープランに続き、木質バイオマス活用プランが策定され、今後の方向性、原木樹皮・製材残材・原木端材等の活用が明記されている。



楽しいな

# 在宅介護手当の支給を

## 所長——協定遵守の立場から



山岡義一議員

在宅介護手当は、合併の前日において旧香北町・旧物部村から介護手当の支給を受けている者に対して合併後三年間支給することになっている。しかし、旧土佐山田町の住民は対象外である。合併協議会では、在宅介護手当の支給を旧土佐山田町の住民も対象とすることについて協議がされたか。

旧土佐山田町住民に在宅介護手当を支給した場合、対象者は何人になるか。今後、旧土佐山田町住民も対象とする考えはないか問う。

法光院福祉事務所長  
旧土佐山田町住民を対象とすることについては、第十二回合併協において相当の時間をかけて議論された。福



運動が第一

祉分科会、幹事会においても同様に議論があった。

対象見込み数については百七十名と報告を受けている。現在においてもほぼ同じだと思われる。

対象者については、「合併前日の支給者」と限定しているの、協定遵守の立場から、対象とすることはできない。

# 消防業務の認識は

## 消防長——資質の向上を



島岡信彦議員

住民の生命・身体・財産の保護の役割を担うのが消防業務である。近年、危機管理の問題がさまざまな視点から指摘されている。

地震・風水害の自然災害においては、必要な情報を把握・整理し、混乱することなく迅速かつ効率的な判断と対応が求められる。消防長の所信を問う。

竹村消防長

消防業務における基本的な認識については二十三年間消防団に所属していたので承知している。

消防組織の任務は、施設及び人員を活用し

て、市民の生命、身体及び財産を守ると共に地震等の災害を防除し、被害を軽減することであります。このため、有事の際には本庁・消防本部・消防署・消防団が連携を取り一体となつて対応しなければなりません。

特に十九分団の団員

## 子どもたちへの防災教育は

### 課長——防災指導計画を作成

島岡信彦議員

今の子どもたち（園児・小学生・中学生）は、南海地震に遭遇する可能性が年々高くなり、災害発生時には、地域での中心的な役割を担っていく世代となつて行く。

海岸沿いの市町村では、津波等を踏まえて、

の力は大きく、信頼と感謝に耐えない。消防職員には新市のまちづくりや行財政問題など、広い視野で、より一層の資質の向上を図ってもらいたい。また、自らも消防学校等での訓練や研修を受けることにしている。

生命や身体を守るための防災教育は、さらに充実していく必要がある。各学校においては、防災指導計画を作成し、避難訓練などは必ず実施し、徹底していかなければならぬ。

市や学校職員だけでは対応できないことも

あり、地域の方々の協力を仰ぎ、連携をとる必要がある。また、日頃から自分で考えて安全な行動を体得できる子どもたちを育てていく必要がある。関係機関の協力を得て子どもたちへの指導も実施していく。

歴史的教訓のもとに総合学習の時間を使い、防災教育を積極的にに行っている。本市の防災教育について問う。

和田学校教育課長

近いうちに起こると予想される南海大地震・火災・風水害・不審者などから子どもたちの



日々の訓練が大切

## 災害に強いまちづくりを

### 課長——自主防災組織を推進

島岡信彦議員

災害に対する行政と住民の関係が確立されることは、地域社会と行政が、自助、共助、公助の枠組みの中で相互に補い合いながら、災害に向かい合う地域を築くことである。

部各地域ごとに、防災計画を作成し、実施の推進を図ってきた。土佐山田では現在三十四の自主防災組織が設立されている。香北、物部においても、平成十八年度より取り組む計画である。

総合的な地域の防災力の底上げにつながる上からも、自主防災組織の設立は急務であると考えられる。設立に向けて、土佐山田地域・香北地域・物部地域の現状と今後の課題について問う。

田中防災対策課長

土佐山田・香北・物

今後の課題は全地域の設立である。各地域の特性を活かした組織づくりが必要と考える。まず、自治会長に文書で自主防災組織の説明会の開催依頼を行い、地域に出向き組織の必要性を説明する。説明会未開催の自治会には電話や訪宅により、開催及び組織化を促し、推進に努めていく。

# 市営住宅の管理統一は

## 課長——条例に基づき



片岡守春議員

本市には市営住宅が土佐山田に百六十戸、香北に百十六戸、物部に五十三戸ある。この



香北町下野尻団地

うち、公営住宅は二百六十五戸であるが本市の定める住宅条例によって統一した管理がなされているのか。土佐山田では古い住宅と新築住宅では入居の条件が違う。統一した管理が求められる。一定の期間には必要と思うが統一に向けての見通しを問う。

### 前田財政課長

市営住宅には、公営住宅、特定公共賃貸住宅、ふるさと住宅の三種がある。それぞれ管理条例に基づき管理しているが、条例や規則の改正は、適時行わなければならない。

この際、指摘の事案が生じることになる。例えば、入居の「請書」を変更した場合、入居中の者には適用せず、改正後に入居する者から順次適用することになる。これは法令施行上の約束事である。条例や規則等の改正を行う限り、幾分かの違いは生じるものと考ええる。

## 放置自動車の処理問題

### 課長——適正な処理を



迷惑しています

### 片岡守春議員

旧土佐山田町で平成十三年九月に放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例が施行された。条例が施行されて四年六ヶ月が経過したが放置自動車は一向に減らない。放置自動車をなくするには再発防止に重点をおくべきである。行政として四年六ヶ月間の

取り組みと処理の実績を伺う。

宝町集会所北側の共同駐車場には大量の放置自動車がある。駐車場としての必要性はあるのか。処理が進まないのは、対応する職員が配置がされていないのではないのか。行政の対応だけでなく、民間の協力も受け入れたプロジェクトチームを立ち上げて対応すべきではないか見解を問う。

### 阿部環境課長

環境課では、条例による放置自動車処理手順にもとづいて、公共施設の管理課への説明等・放置自動車廃物判定委員会の事務局・放置自動車処理費の補助金等申請業務を受け持っている。放置自動車の撤去は各施設の管理課が対応している。現在までの処理実績は十五台であるが、この他に自主撤去が十九

台、撤去費入金によるもの四台となっている。当面は条例に基づく対応をしていく。

撤去命令に違反した者に二十万円の罰金が科されるが、適用したことはない。

甲藤ふれあい

交流センター所長

宝町集会所北側の共同駐車場については、当センターの事業は市民全体を対象とした交流事業を主に行っており、駐車場として必要と考えている。

本年度は合併に係る事務等により対応が遅れているが、現職員数での対応が可能と考えている。今後は警察等の協力を得て所有者の判明を急ぐとともに、所有者に撤去の働きかけを行う。所有者の判明しない車両については条例により、適正な処理を行う。

# アスベスト問題

## 課長——窓口を決め対応

片岡守春議員

全国的にアスベスト製品による被害が大きくな社会問題になった。アスベストは二〇〇三年までに輸入されたものの約九八七万ト、国内鉱山から生産されたものの約三七万ト、合計一〇二四万トが使用されている。その九割は天井、壁材、スレート瓦等で、その他三千種の製品に使われている。今後アスベストの被害は四十年間に十万人と予測されている。



ドイツは一九九九年に危険性を認め全面使用禁止にした。日本政府の対応の遅れは大企業の利益や要求を優先する姿勢によるものであった。

阿部環境課長

旧三町村の公共施設については、使用実態調査後、分析調査の必要な施設の調査を行い、使用の認められた施設については対処した。

昭和三十一年から平成元年までに施工された、一〇〇〇平方メートル以上の民間建築物で昨年十二月時点の集計であるが、県内に未対応の建築物が百七十四ある。所有者等に対しては、飛散しないよう除去、封じ込め等対策の実施及び労働安全衛生法等の遵守について、国・県から指導がされる。対策には、多額の費用

を要するため、民間施設向けの補助や融資制度が設けられている。国は環境再生保全機構を設立し、救済給付費用を充当する石綿健康被害救済基金を設ける。今後の市業務については、県等から通知があり次第、窓口を決め対応する。

# 生活保護などの申請手続きは

## 所長——民生委員の協力のもと



植村佳三議員

生活保護など扶助を受けたいときには、民

生委員に意見書を書いてもらうことになってきた。そのため、生活保護などを受けることについての要否は、民生委員の意見に重みがあった。

法光院福祉事務所長

現在も地区民生委員に生活保護申請者世帯の状況報告や意見を求めている。これは、生活保護法に基づくものであるが、強制力を伴

うものではなく、協力のもとに成り立っている。保護要否や指導の参考となっていることから、今後も協力をお願いしたい。

生活保護の手続きは、基本的には福祉事務所に所定の申請書類を提出することから始まる。なお、申請書等は支所にも備えている。

# 建設工事の優先順位

## 課長——諸条件を考慮して

### 植村佳三議員

生活道や河川等の改修・新設工事については、住民から要望があり、部落長・町内会長を通して行政へ申請することが多い。

申請後、何年経っても解答されないことがあつたと聞くが、現在はどうか。  
また、受理簿の類に記載し、保存しているか。その保存期間は何か。

受理から施工の決定あるいは留保の決定までの流れ、および工事の優先順位決定方法を問う。  
年間の受理件数と処理件数を問う。

### 中井建設都計課長

旧土佐山田町の例だと、部落長から出された要望書等は総務課で仕分けされ、企画課で受付・コピーし、担当課へ送付される。担当



市道拡幅工事（香北）

課でも受付して、要望書綴りで整理している。受理から三カ月以内に連絡するようにしているが、抜けている場合もあるうかと思つので、調査して対応する。保存年限は五年である。

毎年、数十件の要望書が出されるが、処理できるものは予算の関係で限りがある。優先順位は、通行量・損傷の状況・公共施設への主要道路であるか等を判断材料とし、危険度・

緊急性の高いものから施工している。要望書が届くと、係が現地を調査して概算事業費を算出する。その時、非常に危険と判断すると、すぐ施工する場合もあるが、殆んどは、一時預かつて前年度までの未整備分と併せて、判断している。

平成十七年度は百十九件受理して、四十四件処理している。

### 宮地農政課長

優先順位は申請順を原則とし、現地確認後、有利事業の採択基準や緊急性・受益戸数・受益地などの事業効果も検討し、予算の範囲で対応している。

十六年度は八十五件受理、七十二件処理、残りの十三件の内三件が補助事業申請を行っている。十七年度は五十五件受理、三十二件処理、未処理二十三件である。未処理の要望については関係課へ報告の後、年度終了時

### 小松林政課長

新設の優先順位は、首長以下関係課長等で協議され、事業量・総事業費・事業効果・国県の補助採択要件・地形等の諸条件を考慮し決定している。

十六年度の受理件数は、新設要望一件で継続。十七年度は五件で、うち維持補修関係四件は処理済。新設要望一件は継続となっている。

たは一年以内に申請者に回答するよう努める。



林道（美良布・岩改線）